

船舶事故調査報告書

令和8年2月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年4月12日 18時50分頃
発生場所	広島県尾道糸崎港第6区 尾道糸崎港松浜東防波堤灯台から真方位282° 1,700m付近 (概位 北緯34° 23.2′ 東経133° 05.6′)
事故の概要	プレジャーボート ^{クリムゾンムーン} Crimson Moonは、北東進中、浅所に乗りに揚げた。
事故調査の経過	令和7年5月8日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Crimson Moon、18トン
船舶番号、船舶所有者等	240-67818広島、株式会社和広プランニング（A社）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	左舷プロペラ翼に欠損及び曲損、右舷プロペラ翼に曲損、左舷サイドスタビライザーに折損、船首部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約125cm（糸崎） 日没時刻：18時37分頃、常用薄明終了時刻：19時03分
事故の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、同乗者5人を乗せ、釣りをを行う目的で、広島県広島港に所在するマリーナを出港し、尾道糸崎港にある三原内港の棧橋（以下「本件棧橋」という。）に寄棧して別の2人を乗せた後、本件棧橋南東方約2.3海里（M）沖の同県三原市宿禰島^{すくね}北方沖に移動した。</p> <p>船長は、18時40分頃、釣りを終え、帰航するため、本件棧橋が所在する西野川河口に向け北西進した後、同河口の水路（以下単に「水路」という。）を通航して、本件棧橋に向かうこととした。</p> <p>船長は、操縦席に腰を掛け、スマートフォンの地図アプリケーションで本件棧橋の位置、方向等を確認し、本船の操船を開始した。</p> <p>船長は、周囲がまだ明るく、本件棧橋まで近かったので、目視で操船することとし、GPSプロッター及びレーダーを起動せず、また、見張りの妨げになると考えスマートフォンで船位を確認しなかった。</p> <p>本船は、約15ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北西進した。</p> <p>船長は、目標としようとしていた水路の東側にある二つの灯浮標（以下「入口灯浮標」という。）を見付けることができないまま操船を続けていたところ、前路が行き止まりのように見え、周囲を確認し</p>

て、西野川河口でなく、その南方にある沼田川河口に至ったことに気づき、主機操縦レバーを中立にした。

本船は、船長が右舷方に入口灯浮標を認め、右回頭した後、入口灯浮標に向けて、約2～3knの速力で北東進していたところ、西野川と沼田川の間で干拓地東方付近の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。

船長は、直ちに主機操縦レバーを中立にして、118番通報した。

本船は、潮位の上昇によって離礁した後、来援した巡視艇に誘導され、自力航行して本件浅所に着浅した。（図1参照）

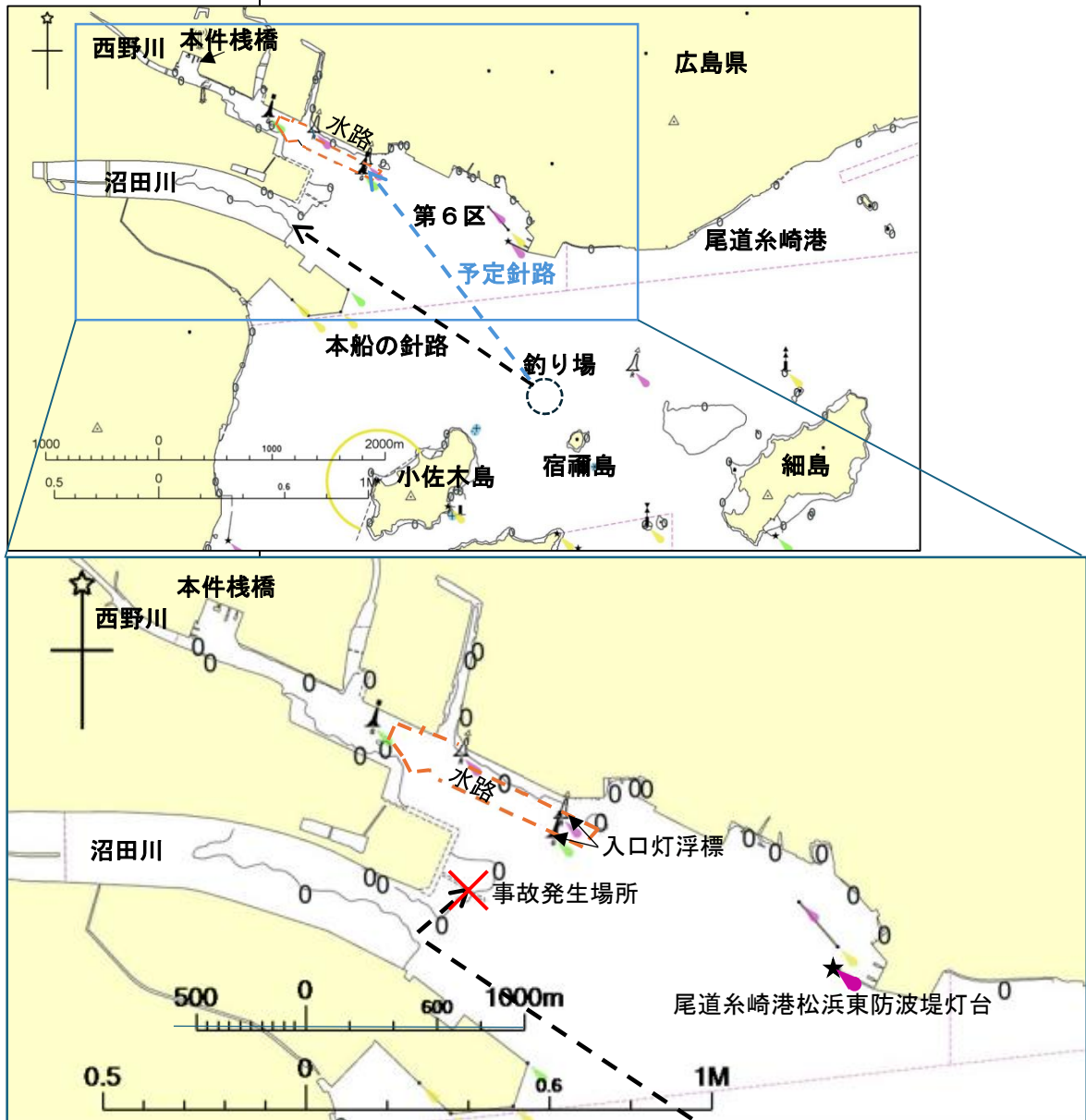


図1 事故発生経過概略図

本船の喫水は、船首約1.05m、船尾約1.25mであった。

船長は、本事故当日まで尾道糸崎港周辺を航行したことがなく、また、海図を見る習慣がなく、事前に水路調査を行っていなかったため、本件浅所の存在を知らなかった。

	<p>船長は、本事故当日、広島港のマリーナから本件棧橋まで移動する間、GPSプロッターを起動して船位を見ながら操船し、本船は水路を経て本件棧橋に寄港した。</p> <p>本船は、A社が中古で購入し、本事故の前々日に愛知県名古屋市から広島市のマリーナに回航されていた。</p> <p>船長は、A社の関係会社の従業員であり、本事故当日、A社の従業員と釣りをするため、本船に同乗し、小型船舶操縦免許の所持者が自身しかいなかったため、本船を操船していた。</p> <p>船長は、自身で小型船舶を所有して主に広島湾を操船していたが、GPSプロッターが搭載された船舶を操船したことがなく、GPSプロッターの操作に不慣れであった。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、入口灯浮標に向け北東進中、船長が、あらかじめ航行予定海域の水路調査を行っていなかったことから、本件浅所に気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだん、広島湾で操船しており、尾道系崎港周辺を航行したことがなく、本事故当日、釣り前に本件棧橋にたまたま着棧できたものの、着棧に当たり水路調査を行っていなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだんから海図を見る習慣がなく、このため、安全航行に不可欠な事前の水路調査の必要性について意識が低かったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、入口灯浮標に向け北東進中、船長が、あらかじめ航行予定海域の水路調査を行っていなかったため、本件浅所に気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、操船に当たり、事前に海図等で航行する海域の水路調査を行い、港周辺の地形、水路及び浅所等の状況を把握しておくこと。 ・ 小型船舶の船長は、夜間、不慣れな海域を航行する場合、目視のみに頼ることなく、GPSプロッター等を活用して船位及び周囲の浅所等を確認すること。